

## 「今月の新刊」

**無** 花果の実のなるころに  
(西条奈加) 弦と響(小池昌代) 煙が目にしみる(石川溪月) カササギたちの四季(道尾秀介) ぼくから遠く離れて(辻仁成) 恋しぐれ(葉室麟) いとま申して(北村薫) 神戸25メートルの絶望(西村京太郎) ピエタ(大島真寿美) 思い出をなくした男(錦木蓮) まことの人々(大森兄弟) カルテット4解放者(大沢有昌) 時こそ今は(太田治子) ダークゾーン(貴志祐介) くるすの残光(仁木英之) 放課後はミステリーとともに(東川篤哉) 蛇と月と蛙(田口ランディ) ポリテイコン(桐野夏生) 末裔(糸山秋子) 自転車冒険記(竹内真) 迎撃せよ(福田和代) 血に非ず(佐伯泰英) 淡雪記(馳星周) トロンプルの星(米田夕歌里) うからはらから(阿川佐和子) 子家庭の身代(赤川次郎) 刑事さん、さようなら(樋口有介) 花桃実桃(中島京子) 波紋(堂場瞬一) 「また、必ず会おう」と誰もが言った。(喜多川泰) 天女湯おれん春色恋ぐるい(諸田玲子)



ステイブン・ダミコ/絵

もうすぐ楽しい学会。「わたしはバレーをおどるわ」「ぼくは手品!」と、みんなのおおはりきり。でもゾウのエラは、みんなの前で発表するのが、ちょっと苦手…。いっしょうけんめいなエラのところあたまるお話。

## エラのがくげいかい

しま史談会報 No.23



申間史談会/発行

申間史談会が埋もれた郷土史に光を当てた研究成果を発表。江戸時代に申間が高鍋藩の流刑地だったことに関する考察や昭和38年に同市が財政再建団体の準用を受け財政を立て直した歴史など、幅広い内容を収録。

## 4月のテーマ展示 旅行特集



春は陽気に誘われて旅行に出かけたくなる季節。ちょっと行ってみたいくなる観光地のガイド本から、ドキドキワクワクの秘境への探検記まで。さまざまな「旅行」の本を集めて特集します。

## 図書館に行こう

●開館 午前10時～午後6時  
●休館日 毎週月曜日

## 国民年金保険料額が改正されます!

平成23年4月から平成24年3月までの国民年金保険料は、月80円引き下げられ月額15,020円となります。

## 国民年金保険料の納付が困難なときは

20歳になったものの、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度などの保険料の納付が猶予される制度が利用できます。

学生納付特例制度とは、高校・大学・専門学校などの学生で20歳以上の申請者本人の収入がなく、保険料を納めることが困難な場合に利用できます。学生納付特例制度の申請受付は4月から翌年3月までです。申請には「在学証明書」か「学生証」の写しが必要です。若年者納付猶予制度とは、申請者本人が30歳未満で、本人と配偶者それぞれの前年所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に利用できます。一般免除申請受付は7月から翌年6月までです。

失業などを理由に免除申請される方は、離職票または雇用保険受給資格者証をご持参ください。また22年度に失業などを理由に免除承認されており23年7月から免除申請を希望される方は、再度免除申請が必要です。

免除申請は、市町村の年金窓口もしくは、都城年金事務所窓口で手続きできます。

なお、免除承認は前年の所得によって審査されます。未申告の方は免除申請されても免除承認却下となりますので、市民税の申告をお願いします。

## 国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたが納付する保険料が、高齢者世代の生活を支えています。同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、保険料は忘れずに納付しましょう。

国民年金の給付には、老後生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故などにより障害が残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。

ただし、加入の届出や納め忘れがありますと年金を受け取ることができなくなる場合があります。

保険料は、日本年金機構から送付される「納付書」で、金融機関・郵便局・またはお近くのコンビニエンスストアなどでお支払いください。便利でお得な口座振替も利用できます。

●問い合わせ先 市民生活課市民係 ☎内線225・226、都城年金事務所 ☎0986-23-2571

## 地震X2

第8代国際交流員ジュリアンの日本体験記

大 変な1カ月でした。ニュージーランド、クライストチャーチの大地震。地元での地震だけあって安否確認などで大変でした。家族、親戚や友だちが皆大丈夫だったので非常に運が良かったです。実家も少し壊れましたが、直る程度なので良かったです。とは言え自分が住んだ町、歩いた道、食事をしたレストランなど、町があんな風になつて見るの見るのは心が痛いです。これを機にもっといい町に再建される事を祈るばかりです。

ニュージーランドからのニューも少し落ち着いたと思ったら東北地方での大地震。今度はニュージーランドの友だちや家族が自分の無事を確認しようと電話が鳴り止みませんでした。どうやら宮崎が日本のどこにあるかよく分からなかったらしく、やたらと慌てていました。大丈夫と知らせた後、テレビで見ると信じられない光景に言葉を失いました。町一つが無くなるなんて本当に映画を観ているようで現実感に欠けていました。

地震の2日後、宮崎市内で行ったクライストチャーチのチャリティーナイトで集めた義援金を急ぎよ、日本の地震と半半に分



ける事にし、一晩で20万円以上の義援金を集める事ができました。額は少ないですが、何かの足しになればと思います。

天災は地球上に生きるすべての生命が逃れる事のできない出来事です。本当に恐ろしいものだと感じました。ニュージーランドと日本、自分にとって両方母国のようなものなので、両国がこんな短期間に被災するのは信じられません。

今回の地震で家族、友だちを失ったニュージーランドの方、日本の方、世界中の方に心からお悔やみ申し上げます。



地震で壊れた実家のリビング。

## This month's expression 今月の表現

There is nothing you can do about ○○.

○○はどうしようもない。

Example: There is nothing you can do about natural disasters.

例: 天災はどうしようもない。

## 市税 Tax

### 市税の減免措置のお知らせ

次に該当する方は市税が減免になる場合がありますので、ご相談ください。なお減免を受けるには、納期限7日前までに申請が必要となります。

●市民税 ①生活保護を受けている方 ②所得が皆無となったため生活が著しく困難となった方 ③学生および生徒。

●固定資産税 ①生活保護を受けている方 ②公益のために使用する固定資産(有料で使用するものを除く) ③その他特別の事由のある方

●軽自動車税 ①公益のために使用する軽自動車 ②生活保護を受けている方の原動機付自転車 ③身体や精神に障がいがあり、歩行が困難な方が使用する軽自動車 ④その他構造が身体障がい者利用のためのものである軽自動車 ⑤療育手帳A判定、B1・B2判定の方で、特別支援学校の通学に使用される軽自動車(軽自動車税の月割り還付はありません)

### 市税の災害減免・減額措置

市民税、固定資産税は災害による被害の程度により納期未到来分の税の減免が受けられる場合があります。災害を受けてから30日以内に申請してください。また、一定のバリアフリー改修した既存住宅の固定資産税について翌年度分税額の3分の1(100㎡分)を限度とする減額措置があります。対

象は「65歳以上の方」「要介護・要支援認定者」「障がい者」が使用する住宅で自己負担改修費30万円以上が対象で事業内容を示す書類、写真を添付し、申告していただくこととなります。また、昭和57年1月1日以前に建築された住宅で耐震基準に適合させる改修工事(30万円以上)を施行した場合2分の1(120㎡分)の減額措置があります。適合基準の証明書などを添付し申告してください。

また省エネ改修に伴う減額措置、認定長期優良住宅に対する減額措置があります。検査機関などの認定書や証明書などを添付して申告してください。

●問い合わせ先 市税課市税賦課係 ☎内線212・213

平成23年度固定資産土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について  
地方税法第416条第1項の規定により、平成23年度固定資産土地・家屋価格の縦覧帳簿を縦覧に供します。

●縦覧期間 4月1日(金)～5月31日(火)

※土、日、祝日など閉庁日を除く

●縦覧時間 午前8時半～午後5時

●縦覧場所 市役所税務課

※各支所管内者は支所でも可。縦覧できる方は固定資産税(土地・家屋)納税者および委任を受けた代理人。

●問い合わせ先 市税課市税賦課係 ☎内線212・213